

3,000㎡以上の土地の形質変更時には、事前の届出が必要となります。

～ 土壌汚染対策法が改正されました。～

① 平成22年4月1日から、改正土壌汚染対策法が施行され、3,000㎡以上の土地の形質変更を行うおととする者は30日前までに県知事への届出が必要となります。(形質変更を行うおととする場所、着手予定日等を届出)

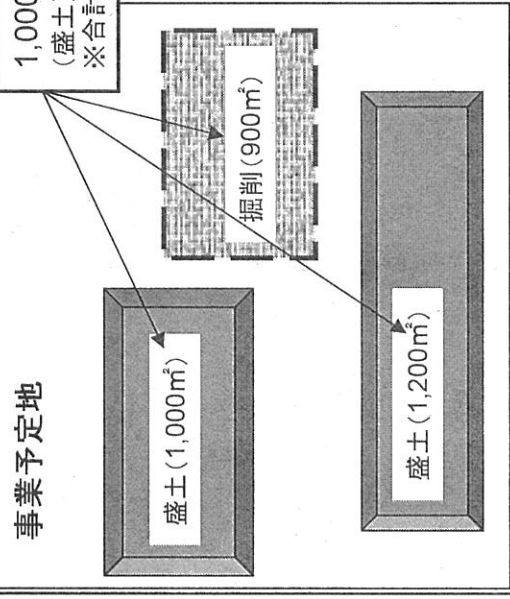
② 届出られた土地に、土壌汚染のおそれがあると県知事が認めた場合、土地所有者等は土壌調査を行わなければなりません。

※罰則規定あり

- ①に違反した場合、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- ②に違反した場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

▼届出の対象となる形質変更

土地の形質を変更する部分(盛土又は掘削)の合計面積が3,000㎡以上



ただし、以下①～④いずれかに該当する場合は届出が不要となります。

① 次の3点全てに該当する場合

- ・ 形質変更区域外へ土壌搬出がない
 - ・ 形質変更に伴い、周辺への土壌の飛散・流出がない
 - ・ 形質変更の深さが50cm未満
- ② 営農行為であり、形質変更区域外への土壌搬出がない
- ③ 林業のための作業路網の整備であり、形質変更区域外への土壌搬出がない
- ④ 鉱山関係の土地における形質変更

▼詳しくは最寄りの県地域振興局健康福祉環境部環境センターまでお問い合わせください
 ※新潟市、長岡市、上越市内での形質変更については各市窓口までお問い合わせください

問い合わせ先

新発田地域振興局健康福祉環境部環境センター	Tel 0254-26-9047
三条地域振興局健康福祉環境部環境センター	Tel 0256-36-2231
長岡地域振興局健康福祉環境部環境センター	Tel 0258-38-2533
南魚沼地域振興局健康福祉環境部環境センター	Tel 025-772-8154
上越地域振興局健康福祉環境部環境センター	Tel 025-524-4237
佐渡地域振興局健康福祉環境部環境センター	Tel 0259-74-3428